

## 支援対象児童等見守り事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、支援対象児童等見守り事業(以下「本事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本事業は、「子どもの見守り強化アクションプラン」の取組を一層推進するため、民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握を行い子どもの見守り体制の強化を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、八王子市(以下、「市」とする)とする。ただし、市長は事業の運営の全部、又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる民間団体等に委託して事業を実施することができるものとする。

### (対象者)

第4条 本事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 八王子市要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童等。
- (2) 八王子市に居住する児童等で、市が見守りが必要と判断した子ども等。

### (事業内容)

第5条 本事業の内容は、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、子ども等の状況の把握を行うこととする。

### (職員の配置)

第6条 子どもの支援に関して経験のある支援員を2名以上(非常勤でも可)を置くものとする。

### (関係機関との連携)

第7条 本事業の実施について、子ども家庭支援センターのネットワーク(地域子ども家庭支援センター、保健福祉センター、保健所、児童相談所、保育所、幼稚園、児童館、小・中学校、民生・児童委員、医療機関等)と連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めるものとする。

### (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。